

田辺市地域福祉計画第1回策定委員会会議録

日時：令和3年3月2日（火）午後3時から午後4時40分

場所：田辺市東陽31番1号 田辺市文化交流センター「たなべる」 2階大会議室

策定委員

〔出席委員〕柳瀬委員 家根谷委員 後藤委員 原委員 坂本委員 森田委員 野見委員 大久保委員 山崎委員 木村委員 芝本委員 那須委員 横畑委員 松端委員（インターネットを使用してオンラインで参加） 花村委員 谷中委員 井潤委員 虎伏委員

〔欠席委員〕小川委員 羽根委員 前田委員 初山委員 坂口委員 當仲委員 廣岡委員

田辺市社会福祉協議会：寺本事務局長

事務局：山田福祉課長 中岡庶務係長 鈴木主事

報道関係者：0名

一般傍聴者：0名

第1回策定委員会の次第に沿って、中岡庶務係長が司会進行を行った。

新型コロナウイルス感染症予防のために会議時間を短縮するべく、策定委員の紹介については、地域福祉計画の調査研究を委託している、武庫川女子大学教授の松端委員のみにとどめ、委員各自に配席図を確認していただくことで他の委員の紹介に代えさせていただいた。

続いて、真砂市長が、委員代表の田辺市自治会連合会副会長 家根谷委員に委嘱状を交付し、開会の挨拶を行った。

次に、策定委員会の委員長1名・副委員長2名の選任を委員の互選により行った。委員から事務局一任との声があったため、委員長には、地域福祉の推進にご尽力いただいている田辺市民生児童委員協議会会長の原委員を、副委員長には、女性の地位向上や社会福祉の増進を通じて住みよいまちづくりにご尽力いただいている田辺市女性会連絡協議会会長の後藤委員と、学識経験者の松端委員をそれぞれの委員に推薦したところ、出席委員の過半数の拍手をもって承認された。

以降は原委員長の進行により、議事（2）第4次田辺市地域福祉計画策定事業実施概要（別紙資料2ページ）について事務局の鈴木主事から説明した。これまでの計画策定の趣旨、今回の計画策定に係る組織体制や今後の予定、福祉関係専門職を対象とした意見聴取の方法について説明し、出席委員の過半数の拍手をもって承認された。

続いて、議事（3）「地域福祉計画」をとりまく概況及び議事（4）アンケート調査結果の概要について、別紙報告書「地域福祉計画の策定にあたって」、「第4次田辺市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査」の内容に沿って、松端副委員長にご説明いただいた。

このうち、議事（3）について、次のとおり質疑応答があった。

質問① 質問者：花村委員

地域福祉計画が（福祉分野における）上位計画という点でお伺いします。障害福祉計画など、既に次期の計画を策定しているところですが、これから計画の策定を行う地域福祉計画とどのように関係付ける予定でしょうか。

回答者：松端副委員長

他市の例になりますが、地域福祉計画の中でうたうべき「包括的支援体制」や「断らない相談支援」といった文言を、各個別計画（高齢者福祉計画、障害者計画等）にも盛り込むようにしています。

また、地域福祉計画は上位計画という位置付け（＝個別計画を包含している。）であるため、個別計画に盛り込まれていないことがあったとしても、地域福祉計画の中で補うことができますし、細かい点については個別計画で補っていくことができるという考え方です。

質問② 質問者：花村委員

（質問①の松端副委員長の回答に対して）田辺市も同様のお考えですか。

回答者：山田福祉課長

第3次田辺市地域福祉計画の「包括的・総合的な相談支援体制の整備」の項目にもありますとおり、田辺市民総合センターを保健福祉センターと位置付け、高齢者向けの地域包括支援センターや生活困窮者の生活相談センター、障害児・者相談支援センター「ゆめふる」など、年齢や障害種別に応じた相談支援体制の充実に、従来から取り組んでいるところです。

最近では、複合的な課題を抱えている世帯が増えている中、庁内外の関係機関と連携して、分野横断的な支援体制を取っているところです。各個別計画を横断したこのような体制を、「包括的な支援体制」として地域福祉計画にどのように反映していくかが、今回の計画策定のポイントになってくると考えております。

質問③ 質問者：大久保委員

「合理的配慮」について考えるとき、「平等＝均一」という発想をされがちです。重層的・包括的支援にも含まれると思いますが、「合理的配慮」について、どのようにお考えですか。

回答者：松端副委員長

「合理的配慮」は、障害者差別解消法でうたわれているものです。

差別には、障害を理由としたものがあります。「車いすの方はお断り」というのは明らかな差別です。では、合理的配慮とはどういうものかと言いますと、例えば、「車いすでお越しになることが分かっているのに、階段しかないため上階に上がることができない」といった状態を放置していることが、「合理的配慮を欠く」という状態です。公共施設では、まさにこれが差別になります。このようなケースは分かりやすいですが、他にも発達障害、精神障害など目に見えない障害があり、その障害者に対してどのような配慮をするかが難しいところです。

例えば、「また今度、食事に行こう。」という話になったとき、具体的に日付を示されないことで、「また今度っていつですか？」と聞き返して、場の空気がぎくしゃくすることがあったとします。その時に、「この人は具体的に示されないとかだわってしまう人なのだ。」と分かっていたら、「では、○月○日に食事をしましょう。」と、具体的に示してあげられる配慮ができるわけです。

このように、障害者に関わる人が、障害者一人ひとりの障害の特徴や個性を踏まえて配慮するのが「合理的配慮」になります。これを欠くと差別になるわけです。

また、合理的配慮を欠いて辛い思いをしているという相談にも対応していかなければなりません。そのときのキーワードが「建設的対応」です。一方的に断罪するのではなくて、双方の事情を確かめて、状況がより良くなるように、しっかり話し合っ解決していくことが重要です。

重層的・包括的支援ができるということは、皆で意見を出し合い、改善策の模索を取り組んでいかなければならないということだと思います。

以上で質疑応答は終了となり、議事（3）及び（4）について、出席委員の過半数の拍手をもって承認された。

その後、中岡庶務係長から、令和3年6月頃に第2回策定委員会を開催予定であること、また、その内容は第3次田辺市地域福祉計画の進捗状況報告と、福祉関係専門職を対象とした意見聴取の具体的な方法についてであることを案内し、第1回策定委員会を終了した。